

めくられず

総人録第一〇八号

決議を仰ぐ 恩人秘第七号

内閣総理大臣 3

内閣官房長官

内閣官房次長

金式万九百円

元総理秘書事務官 岸田 實

賞

右退官手当として給與する。

右のとおり発令せられたい。

事務官

昭和二十四年一月二十七日

総理秘書局長 三橋 則雄

内閣総理大臣 吉田 茂

恩給員、
原簿に謄写し送付済

二月一日 受取

241.31

めくれず

裏面白紙

退官手当追給堀田番

当届勤務の總理事務官 岸田 英 昭和二十三年十二月二十三日
附退官により同日附退官手当として金五万六千八百二十円支給した
が今回六、三〇七円ベースに繰給切替られたので、その差額二万九
百円を給與することに致したい。

めくれず

裏面白紙

退官当時俸給 (含三三三円八分)	在職年內譯	在職年官職	退職手当算本内譯	五七二円 ハ一又半番	尾引 追給額
主級(早澤)	自昭和十年五月二日 至同十五年八月二日	五十四	$11,024 \times \frac{60}{100} \times 1 = 6,614.4$		
計	自同十六年八月二日 至同十六年十二月二日	休職〇一	$11,024 \times \frac{55}{100} \times 5 = 30,316$	56,820	20,900
計	自同十六年十二月二日 至同十六年十二月二日	十三 年	$11,024 \times \frac{60}{100} \times 3 = 19,843.20$		
			77,720		

総理府

裏面白紙

総理府

在職年以内	在職年	官職	退職手当計算内	金額
自昭和十年五月二日 至昭和十五年八月三十一日 自昭和十五年八月三十一日 至昭和十六年三月三十一日 自昭和十六年三月三十一日 至昭和十六年五月三十一日 計	五年 四年 〇 一 一 十三年	總理事務官 書記官 書記官	$8060 \times \frac{50}{100} \times 5 = 20,150$ $8060 \times \frac{50}{100} \times 5 = 20,150$ $8060 \times \frac{50}{100} \times 3 = 14,108$ 56,820	56,820

決裁を仰ぐ

恩人秘第六四号

總入經第三四四号

內閣經五

內閣中書

内閣官房次長

金五万六千八百貳拾圓

右退官手当として給與する。

右のとおり発令せられた。

昭和二十三年十二月十八日

總理廳恩給局長三橋則雄

內閣總理大臣 吉田 茂 殿

裏面白紙

裏面白紙

(国定規格B5 一八二×二五七 柱)

府 政 本 日					退職者 俸給	
計	昭和十一年五月二日	在職年 内訳	在職年 官職	退職手当 算出内訳	金額	
	昭和十五年八月二十四日	五年 一四	総務課長	$8060 \times 50 \times 5 = 20,150$		
	昭和十六年八月二十七日	休職 一七	官費課長	$8060 \times 55 \times 5 = 22,165$	56823	
	昭和二十三年十二月二七日	七 一		$8060 \times 60 \times 3 = 14,508$		
	昭和二十三年十二月二七日	十三		56,823		

外務省人事課(高橋事務課)に照会し、
昭和三十一年一月三十一日当時の府書記官
より内閣事務官に転任し、昭和三十一年
四月より同職に就任した。

裏面白紙

臺總出 第一〇三七號

元々臺灣總督府書記官山岸田實 昭和二年一月二十二日内閣事務官に
轉任とし除同人に臺灣總督府在職に對する退職年金等に類する給
與金は何等支給して居ない

昭和廿三年三月廿二日

臺灣總督府殘務整理事務所長安井勇次

臺灣總督府殘務整理事務所